

平成二十三年五月十八日提出
質問第一八六号

青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問主意書

提出者 木村太郎

青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問主意書

平成二十二年八月四日提出、質問第四四号「青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣衆質一七五第四四号）を踏まえ、次の事項について再度質問する。

一 前回質問主意書で指摘した事案において、新たな廃棄物が見つかったことよって当初の推計より撤去する重量が増え、青森県は、その撤去費用に関し、産業廃棄物特別措置法の期限を延長されるよう国に求めていたが、その後国はどのように対応したのか示されたい。

二 一に関連し、青森県は今年十一月一日から全七処理施設への産廃搬出を開始し、二〇一三年度に全量撤去を完了する方針となっているが、延長後の国・青森県の新たな負担額をそれぞれ示されたい。

三 青森県は廃棄物の全量撤去を二〇一三年度までに完了できたとしても、引き続き地下水の処理などの問題が残っており、実際は二〇一七年度までかかる見込みとしているが、今後国は財政支援を含めどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

四 直近において、今回の東日本大震災による被災地を除いて、同様の事案における件数並びに処理の進捗状況を示されたい。

五 一〇四に関連し、不法投棄による産廃撤去は、人為的な作業と投資が避けられない状況であり、確たる財源が必要であるが、平成二十三年度予算ではどのように反映されているのか。また東日本大震災による被災地の瓦礫撤去等含めて今後どのように進めていくのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。